

## 基幹相談支援センターの報告

(平成30年11月～平成31年2月)

### 1 報告期間内における障がい理解の啓発強化に向けた取り組み

#### (1) 研修・講演会

平成30年10月16日

平成30年度精神障がい者家族教室 「親亡きあとの生活について考える」

(※春日井保健所より依頼)

平成31年1月23日

春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会研修会「精神疾患 ～関わり方と対応について～」(※春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会より依頼)

平成31年2月28日 地域包括支援センター社会福祉士研修会

「障がい者と高齢者の支援体制・考え方の違いについて」

#### 【今後の予定】

平成31年3月16日 森長 研治 氏 講演会

「2020年 東京パラリンピックを3倍楽しむ方法」

#### (2) 出張研修・意見交換会

##### <実施先>

- |             |        |
|-------------|--------|
| ・障がい福祉関係事業者 | 3か所/3回 |
| ・一般団体       | 1か所/1回 |
| ・医療機関       | 1か所/1回 |
| ・教育機関       | 1か所/3回 |

##### <依頼のあった研修テーマ>

- ・『「サービス」としての「福祉サービス」を考える』
- ・『施設従事者の虐待を防止するためには?』
- ・『災害時の防災体制における障がい者への合理的配慮について』
- ・教育現場の発達障害を疑われる児童に関する事例検討
- ・計画相談の説明、及び実施状況の説明

#### 【所感】

- ・ 第2回協議会の報告から継続し、福祉サービス事業者の職員研修や、支援団体の勉強会などを中心として出張研修のニーズは拡大しつつある。
- ・ 福祉サービス事業者、使用者（障がい者雇用）に関する虐待通報・相談の増加に伴い、支援者に関する虐待防止や障がい理解のための研修ニーズが増加している。

- ・ 当事者団体等に対する意見交換会の助言者の依頼も寄せられている。

(3) 出張相談

- ・ 平成30年11月9日（金） 障がい者暮らし展（小牧特別支援学校） 16件
- ・ 平成30年11月2日（金） 南部ふれあいセンター 10：00～12：00 2件
- ・ 平成31年2月1日（金） 味美ふれあいセンター 10：00～12：00 1件

【所感】

出張相談を広報で周知することにより、当日の会場の来訪者だけでなく「広報を見て相談をできるところがあると初めて知った」と電話相談に繋がったケースが5件寄せられた。改めて障がいに関する相談窓口の周知が十分ではない事を感じた。

(4) その他の活動

① 支援者のためのサロン

- ・ 平成30年10月17日（水） 参加者3名
- ・ 平成30年11月21日（水） 参加者3名
- ・ 平成30年12月19日（水） 参加者2名
- ・ 平成31年1月16日（水） 参加者3名

② 基幹相談支援センター連絡会（平成30年11月16日実施。）

尾張北部圏域の基幹相談支援センターが設置されている春日井市・江南市・犬山市の基幹相談支援センター及び市の障害者支援担当者と、各地域における基幹相談支援センターの活動状況等における情報交換・及び意見交換を実施した。

③ 愛知県尾張北部医療圏域精神障害者地域移行支援コア機関チームの活動

尾張北部医療圏域における精神障害者の地域移行支援体制の在り方を検討し、その具体的整備を図るためのチームを春日井・江南保健所主導で設置し、精神障害者地域移行支援に関する圏域の現状及び課題の分析、支援体制整備の在り方、研修や啓発等の地域移行推進に関する活動を行った。

【期間内の活動における現状と課題】

(1) 計画相談の段階的義務化に伴う進捗管理について

⇒ 計画相談義務化対象となる23名の事業者とのマッチングを実施した（平成31年1月末時点）。うち半数以上が精神障がい者であったが、精神障がい者への支援経験の少なさを理由に受託できないと言われる事業所が多く、計画相談のマッチングが難航した。

平成31年度からは日中活動系サービスの利用者のマッチングの大幅な増加が予想されることから、障がい種別を問わず計画相談に対応していくために、指定特定・障害児

相談支援事業所に対する後方支援は必須である。

(2) 一般相談について

⇒ 障がいを抱える当事者やその家族に対する「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮」に関連した意見や相談が寄せられている。

障害者差別解消法では、正当な理由なく、障害を理由とした障害者の権利利益を侵害することを禁止しているが、実態として、

「障がいがあることを理由にアパートを貸してもらえなかった」

「災害時の障がい者における避難体制について、納得いく体制の説明が受けられない」

「福祉関係の部署以外からの行政機関からの文書が難しく（漢字にかな振りがされていない、表現が難解など）、理解ができない」

「障がいとは関係ない事柄の手続きをしに来たにも関わらず、なぜか保健師らしき人を呼ばれて対応された」

「軽度の聴覚障害があるため、周囲に聞こえるような声で個人情報と話されて周囲の人に聞かれてしまった」

等、障がいを理由に障がいの無い人と同様の権利を得られない、もしくは余計な手間をかけなければならなくなる事例に関する訴えが複数件寄せられていた。

合理的配慮を推進していくためには、配慮を求める側に対し障がい者への合理的配慮の妥当性の理解を得ること前提となる。そのためには一般市民に対する更なる障がい理解の推進するための啓発が必要である。

(3) 地域包括支援センターとの連携について

⇒ 平成30年度に基幹型包括支援センターが設置されたことにより、障がい福祉サービスから介護保険への移行後に生じた高齢障がい者に関する相談事例（いわゆる65歳問題）が増加し、親の高齢化により障がいのある子との生活に問題が生じる「8050問題」と併せて地域課題と捉えている。

事例の中にはひきこもり、親や子に対する虐待、医療・親の介護問題、経済的困窮、近隣トラブル、サービス切り換えに伴う生活の変化など、様々な問題を内包している。

65歳を超えて「高齢者」となり、制度上の支援体制が介護保険サービス主体となった後も、高齢障がい者支援の必要性のある当事者は少なくない。それらを支援するためには、高齢障がい者に対する連携の場を設けていく必要がある。